２９財財第１１８号

平成２９年１０月６日

局　（　区　）　長

教　　育　　長

行政委員会事務局長　　様

議会事務局長

会計管理者

副　　市　　長

平成３０年度予算編成方針について（依命通達）

１　市財政の現状と平成３０年度の財政見通し

本市の財政は、経済状況の緩やかな回復などを背景に市税収入に持ち直しの動きが見られるものの、政令指定都市移行に伴う都市基盤整備などの財源として活用した市債の返済がピークを迎えているほか、扶助費が年々増加しており、ここ数年予算編成時において厳しい収支状況が続いている。

平成２８年度決算では、市税が予算を上回ったことなどから前年度並みの実質収支となったほか、健全化判断比率である実質公債費比率が１８％を下回り、地方債の許可団体から脱却するとともに、将来負担比率も引き続き着実に低下し、財政健全化プランで目標としている２００％を下回るなど、健

全化判断比率等の各種指標は平成２１年度の「脱・財政危機」宣言発出時と比較し、着実に改善してきている。

このような状況を踏まえ、本市財政は危機的な状況を脱したと判断し、宣言を解除したところである。

しかしながら、国民健康保険事業や病院事業の累積赤字額のほか、基金からの借入残高は依然として多額であり、健全化判断比率も、他政令指定都市に比べ高い水準であること、また、病院事業において資金不足比率が発生するなど財政状況は依然として厳しいことから、今後も財政健全化に向けた取組みを着実に推進していく必要がある。

平成３０年度の本市の財政見通しは、歳入では、自主財源の根幹をなす市税は、県費負担教職員の給与負担等の移譲に伴う税源移譲による個人市民税の増を除くと大幅な増収は見込めないほか、依存財源の国庫補助負担金や地方交付税等についても、国の予算編成の動向を見極める必要がある。

また、市債の活用については、健全化判断比率等への影響を考慮する必要があるほか、財産収入などの臨時的な収入も多くを見込めない状況である。

一方、歳出では、介護、子育ての分野などで、急速に進展する少子・超高齢社会への的確な対応が求められることなどから、多額の財政需要が見込まれている。

このような状況から、平成３０年度も、引き続き厳しい財政見通しとなっている。

２　予算編成における基本的な方針

新年度予算編成で見込まれる厳しい収支状況に対応するためには、あらゆる歳入の確保やさらなる既存事務事業の整理・合理化を行う必要がある。

一方で、急速に進行する少子・超高齢化や、今後予想される人口減少社会の到来を踏まえ、本市が将来にわたり都市の活力を維持するために、長期的な展望に立った行財政運営を進めていかなければならない。

このため、平成３０年度予算は、以下の項目を基本的な方針として編成する。

（１）財政健全化に向けた取組み及び行政改革の推進

財政健全化プラン及び行政改革の取組みを着実に推進するとともに、改善策については、的確に予算に反映させる。

特に、既存の事務事業については、適宜、事業効果や必要性について検証を行い、状況に応じて見直しを図る。

（２）第３次実施計画事業等の推進

新たに策定する第３次実施計画の初年度として、事業費の精査を行ったうえで、事業の着実な推進を図る。

また、東京２０２０オリンピック・パラリンピック競技大会の開催などを見据え、地方創生など本市のさらなる発展に向けた取組みを推進する。

（３）予算要求基準

ア　経常的経費

裁量的経費、あるいは削減余地のある固定的経費等については、別途通知した見積限度額以内で見積もること。

イ　臨時的経費

第３次実施計画事業にあっては、平成３０年度計画額の範囲内で所要額を見積もること。

３　国の予算と地方財政

国における予算編成は、本市の予算編成にも多大な影響を及ぼすことから、今後明らかになる国の平成３０年度予算編成や地方財政対策等の内容を踏まえ、適切に対応する必要がある。

今後とも、政府における政策変更など情報収集に努め、状況の変化に柔軟に対応できるよう留意すること。